

**第8回埼玉税法研究会（2019年度第1回）：東京税
理士会・関東信越税理士会二時間認定研修：講演
者：吉川保弘「軽減税率制度と適格請求書等保存
方式の導入」**

著者	木村 裕二
雑誌名	聖学院大学総合研究所Newsletter
巻	Vol.29
号	No.1
ページ	36-36
発行年	2019-10-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1477/00003742/

聖学院大学総合研究所 埼玉税法研究会主催／聖学院大学広報課・教務課共催
第8回埼玉税法研究会（2019年度第1回）
 （東京税理士会・関東信越税理士会 二時間認定研修）
 講演者：吉川保弘「軽減税率制度と適格請求書等保存方式の導入」



講演者：吉川保弘客員教授

第1部（13：05～15：05）は、吉川保弘政治政策学研究科客員教授（埼玉税法研究会会長）による基調講演で、テーマは「軽減税率制度と適格請求書等保存方式の導入」である。本年10月1日に消費税率の引上げ（10%）および軽減税率制度（8%）が施行されるが、軽減税率制度の対象となる飲食料品の定義と適格請求書保存方式の内容に関して、実務上の対応を念頭において解説をいただいた。

軽減税率制度の法的根拠は、2019年10月1日～2023年9月30日までは平成28年法律第15号附則34条で、2023年10月1日以降は消費税法の本則となる（つまりこの4年間は経過措置）。対象品目である飲食料品は「食品表示法に規定する食品」で、食品表示法という「すべての飲食物」とは「加工食品＋生鮮食品＋添加物」と解され、その具体例は食品表示法規則（府令）別表第一・第二に掲げられている。ただし、例えば「精米」は生鮮食品で「精麦」は加工食品とするなど、税務の視点からは必ずしも分かり易い内容ではない。そもそも「飲食料品」を対象品目にするため、ミネラルウォーターは飲料水だから軽減税率対象となるが、水道水は洗濯等にも使用されるから軽減税率対象とならない（国税庁のQ&A）など、低所得層への配慮との齟齬も生じる、との指摘があった。適格請求書保

存方式については、2019年10月1日～2023年9月30日までの「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日以降の「適格請求書等保存方式」の双方について、それぞれの記載事項を具体的な書式を示して解説された。

講演会の参加者は、学外者・卒業生37名（卒業生7名）、教員6名、院生21名、学部生1名の合計65名だった。昨年と同様、東京税理士会・関東信越税理士会の研修会として認定を受けており、東京税理士会から13名、関東信越税理士会所属税理士から18名、そのほか東京地方税理士会（横須賀）から1名が参加された。税理士会の研修受講申請者が32名で、昨年（23名）より大幅に増えたこと、うち13名は2年連続の参加であったことなど、手応えが感じられた。

コーヒープレイクを挟んで、第2部（15：20～17：00）は、院生の修士論文構想報告会を行った。2年次生は発表3分・コメント3分、1年次生は発表1分とした。参加者は、2年次生11名中11名、1年次生11名中10名、教員8名、職員3名、RA2名、学外4名（合計38名）であった。

（文責：木村裕二〔きむら・ゆうじ〕 聖学院大学大学院政治政策学研究科特任講師、埼玉税法研究事務局次長）



会場の様子